

## 予 防 概 要

予防行政で一番重要な要素は、災害を未然に防ぎ、また災害が発生した場合被害を最小限に食い止めることであり、そのためには、

1. 消防用設備等の完全設置
1. 消防用設備等の維持管理の徹底
1. 防火管理の徹底

が重要であります。

管内には、現在826件の防火対象物があり、各防火対象物の関係者には、自主防火管理の原則である「自分のところは自分で守る」という認識が定着しつつあります。

また、一般家庭における住宅防火対策の推進を図り、建物火災の大半を占める住宅火災の減少に力を入れております。

今後とも立入検査、訓練指導等を通じ、防火に関する各種規制事項のハード面と、防火管理等ソフト面をさらに充実させ、地域住民の安全を図ることが最重要課題であります。



## 火災予防条例に基づく各種届出等調べ

(R3. 1. 1～R3.12.31)

種 別 \ 月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
防火対象物使用開始届出書 43条	2	1	4	3	4	1	8		4	4	3	1	35
変電、発電、蓄電池 設備設置届出書 44条—9, 10, 11		1	1	2		1			9	2			16
火災とまぎらわしい煙等届出書 45条—1	146	138	72	66	103	67	52	45	107	172	233	179	1380
煙火打上げ、仕掛け 届出書 45条—2							1						1
催物開催届出書 45条—3													0
道路工事届出書 45条—5	6	4	2	5	3	2	4		3	1	1	4	35
露店開設届出書 45条—6				3			1		1	1			6
少量危険物等貯蔵 取扱い届出書 46条			1				2	4		1			8

# 防火対象物数

(R4.4.1 現在)

消防法施行令 別表第1区分		防火対象物	消防法 第8条 該当対象物	立入 検査 数	消防法施行令 別表第1区分		防火対象物	消防法 第8条 該当対象物	立入 検査 数					
1	イ	劇場 他	2	2	7	小・中・高等学校	24	22	2					
	ロ	集会場 他	9	9						3	8	図書館 他	5	4
2	イ	キャバレー 他	0	0	9	イ 蒸気浴場 ロ 公衆浴場	0	0	1					
	ロ	遊技場 他	4	4						8				
	ハ	風俗営業等	0	0						10	発着場 他	4	0	3
	ニ	カラオケボックス	1	0										
3	イ	料理店 他	0	0	11	神社・寺院	29	25	1					
	ロ	飲食店 他	27	24						7				
4		店舗 他	57	42	37	12	イ 工場・作業場他 ロ 映画スタジオ等	80	7	11				
5	イ	民宿・旅館 他	53	46	84						13	イ 車庫・駐車場他 ロ 格納庫	11	0
	ロ	共同住宅・アパート	127	13	1									
6	イ	病院、診療所 他	17	7	18	14	倉庫	54	2	14				
	ロ	老人短期入所施設等	8	8	10						15	事務所 他	153	48
	ハ	老人デイサービスセンター ・保育所等	26	16	23	16	イ 特定複合用途	94	46	25				
							ロ 非特定複合用途	27	5	2				
	ニ	幼稚園 他	8	2	2	17	文化財	1	0					
合 計							826	334	266					

※ 消防法第8条とは、防火管理者が必要な対象物である。

例 特定防火対象物（旅館、病院、店舗等）では、収容人数30人以上、その他の対象物は50人以上。

## 防火管理者選任届、消防計画届出状況

(R4.4.1 現在)

該当対象物 甲種 269件	防火管理者	届出済 241件	90%	未届け 28件	10%
	消防計画	届出済 207件	77%	未届け 62件	23%
乙種 65件	防火管理者	届出済 56件	86%	未届け 9件	14%
	消防計画	届出済 38件	58%	未届け 27件	42%

## 消防用設備等設置状況

消防用設備等	設置対象物数	設置数	32条等	17条の2の5等	違反
屋内消火栓設備	70件	54件 (77.1%)	16件 (22.9%)		
スプリンクラー設備	15件	15件 (100%)			
自動火災報知設備	399件	347件 (87.0%)	52件 (13.0%)		
漏電火災警報器	21件	21件 (100%)			
非常警報設備	148件	139件 (94.0%)	7件 (4.7%)		2件 (1.3%)
避難器具	61件	61件 (100%)			
誘導灯	377件	371件 (98.4%)	5件 (1.3%)		1件 (0.3%)

注 1 32条等とは、消防法施行令第32条により消防用設備の設置を免除したもの及び17条の2の5による既存防火対象物に対して消防用設備の設置義務がないものをいう。

### 消防用設備等の点検報告状況 (R4.4.1 現在)

点検対象物	855件	報告済303件	35%	未報告552件	65%
うち、1,000㎡以上	165件	報告済126件	76%	未報告 39件	24%